

和解の成立について

相手方が著作権を有するイラストを市が無断使用した件について、次のとおり和解を成立させる。

熊本市長 大 西 一 史

1 相手方

大阪府柏原市在住の当該イラストの著作権者

2 事件の概要

相手方が著作権を有するイラストを、市が令和 4 年 8 月に発行した広報誌及び当該広報誌を掲載したホームページに無断使用したとして、令和 5 年 11 月、相手方から損害賠償の請求を受けたもの

3 和解条項

- (1) 市は、相手方が著作権を有するイラスト 1 点（計 1 か所）を市の広報誌及びホームページ上において、無断使用していたこと（以下「本件」という。）を認め、謝罪の意を表す。
- (2) 市は、相手方に対し、令和 6 年 4 月 30 日限り、前号の解決金として金 5 万 5 0 0 0 円を、相手方が指定した銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、市の負担とする。
- (3) 市は、市が無断使用していたイラストについて、インターネット上から削除したことを確約する。
- (4) 市は、相手方に対し、今後、相手方が著作権を有するイラストを無断使用しないことを確約する。
- (5) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(提出理由)

相手方が著作権を有するイラストを市が無断使用した件について、和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。